

調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会報告書

令和5年3月30日

調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会

目 次

1	検討経緯	1
2	検討内容まとめ	4
3	委員名簿	5

1 検討経緯

開催日／検討内容	主な意見／まとめ
<p>【第1回】 令和2年10月12日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○福祉タクシー券事業の現状と課題 (支給対象者・所得制限に関して、券の継続について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券はおつりが出ないため使いづらい。 ・車利用（ガソリン費）を含め、あらゆる交通機関で利用可能な補助方法が良い。 ・精神障害者も対象としてほしい。 <p>【まとめ】</p> <p>次回以降の委員会では、券以外の支給方法も含め、対象者及び所得制限に関する議論を行う。</p>
<p>【第2回】 令和3年5月27日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○先進市視察報告 ○交付方法見直しの協議 ○車椅子福祉タクシー事業の現状と課題</p>	<p>(タクシー券)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付は便利のため希望する声も多いが、行政としてのチェック機能や条件付けが課題となる。 ・利用者が使いやすい方法を選択できると良い。 ・一人あたりの金額が下がっても、必要な人に届く制度にしたい。 ・所得制限を導入する場合は医療費等の負担も考慮してほしい。 <p>(車椅子福祉タクシー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者がわかりにくい。 <p>【まとめ】</p> <p>福祉タクシー券を移動支援費として現金・電子マネー等の方法で支給することに概ね賛成。</p>
<p>【第3回】 令和3年9月27日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○交付方法及び対象者見直しの協議 ○利用者アンケート結果報告 ○車椅子福祉タクシー事業の課題</p>	<p>(タクシー券)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マネーや手当の場合、交通費以外に利用される可能性があるため、回数券等で配布するしかないのでは。 ・現金給付を行い、個別事情に応じて利用者が交通手段を選択できるようにする方が良い。 ・現金給付を行う場合、用途を確認するためにレシート等の提出を求めるのが妥当ではないか。 ・精神障害者の方を対象とすることに異論はない。 ・診断書を活用する場合、診断書はあくまでも病気の状況のみの説明のため、家族の状況等も判断材料にしてほしい。 ・身体及び知的障害の方は手帳の等級のみで認定されているため、精神障害の方のみ家族の状況も判断材料とするのは、不公平が生じるのでは。 ・所得制限を設けることで困る人も出てくるかもしれないが、精神障害の方も対象とするためには制限を導入せざるを得ない。 <p>(車椅子福祉タクシー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平に利用できるよう予約方法を見直してほしい。 <p>【まとめ】</p> <p>福祉タクシー券の対象者に精神障害者の方を追加することに概ね賛成。</p>

<p>【第4回】 令和3年12月13日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○タクシー券の交付方法及び対象者見直しの協議</p>	<p>(タクシー券)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付を行う場合、領収書で用途を確認するのは現実的ではないため、申請時に制度の趣旨を説明した上で御利用いただくのが妥当ではないか。 ・金額が下がること以外にデメリットがなければ、現金給付が一番良いのでは。 <p>(車椅子福祉タクシー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者を明確にし、事業者にも対象外の方は断るなどの協力してもらわなければ、本当に必要としている人が利用できない現状は変えられないのでは。 <p>【まとめ】</p> <p>福祉タクシー券は移動支援費として所得制限を設けた上で現金給付とする。</p>
<p>【第5回】 令和4年3月22日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○手当化した場合の支給方法及び支給額の試算</p> <p>○精神障害者を追加する場合の認定方法の協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害も1級だけでも対象に追加してほしい。 ・一人あたりの金額が下がったとしても、タクシー券を活用できない利用者からすると現金給付がありがたい。 ・所得制限は、課税状況等に応じた支給額にすることも選択肢としてあるのでは。 <p>【まとめ】</p> <p>福祉タクシー券の対象となる精神障害の等級は1級のみとする。</p>
<p>【第6回】 令和4年5月16日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○車椅子福祉タクシーのこれまでの振り返りと今後の方向性(対象者案の提示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に枠がないために利用できない方がいる一方、固定予約を利用しないと生活が成り立たない方もいる。 ・制度開始当初と比較し、今は介護保険や障害福祉サービスの仕組みが整っている。このことを踏まえ、それらではカバーできない余暇の部分に着目し時代に即した制度にすべき。 ・利用回数に制限を設けることで利用枠確保を図るのではなく、対象者の明確化やUDタクシー等の他の交通手段を周知して利用者側の選択肢が広がれば結果的に利用枠に余裕が出るのでは。 ・対象者を明確にし、制度改正にあたっては周知期間を十分に設ける必要がある。 <p>【まとめ】</p> <p>利用回数の制限ではなく、対象者の明確化や他の交通機関の周知によって制度の利便性を向上させる。</p>

<p>【第7回】 令和4年8月5日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○車椅子タクシーの対象者（詳細）と類似制度の比較 ○UD タクシーの調査結果報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子福祉タクシーの代替案としては、運営状況が激しい福祉有償運送ではなく UD タクシーの方が現実的なのでは。 ・診断書を資料として提出してもらうには、費用や医師への協力依頼の問題からハードルが高い。そのため、介護や障害の認定調査の項目に追加する等も手段の一つなのでは。 ・制度改正によって対象外となる方へのフォローは重要な課題。 ・今まで使えていたものが急に使えなくなると負担が大きい。無料だったものが、半額は自己負担とすると軽減されるのでは。 ・UD タクシーなど他の移動手段の情報を知らないだけで、実はそのほうがいいという方もいる可能性がある。乗車可能な車椅子のサイズ等の具体的な情報の周知が大切。 <p>【まとめ】</p> <p>車椅子福祉タクシー事業の対象者は①下肢1級または体幹1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方、または②要介護4または5の認定を受けている方とする。ただし、例外として、客観的な資料にて車椅子福祉タクシー事業の必要性を認められる方は対象とする。</p>
<p>【第8回】 令和5年2月7日</p> <p>～検討内容～</p> <p>○報告書案の提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正によって対象外となる方のためにも、タクシー事業者側から障害者手帳の提示による運賃1割引を案内していただけるよう市から働きかけてほしい。 ・今後も交通事情等の変化に応じて制度の見直しを行ってほしい。 ・新制度の名称は対象者や用途がわかりやすいものが良い。 <p>【まとめ】</p> <p>報告書案は概ね承認とし、現金給付とした場合の支給額等については、委員会の意見を踏まえ、事務局で制度設計をしていくこととする。また、制度改正に伴い、利用者やタクシー事業者に混乱がないよう、他の交通機関を周知する等の丁寧なフォローを求める。</p>

2 検討内容まとめ

○タクシー券

これまで身体障害者手帳及び愛の手帳の一部の等級の方のみを対象としていたが、公平性、必要性の観点から、精神保健福祉手帳1級の方も対象とすべきとの意見が出た。

また、利用者が交通手段を自由に選択できるように現金給付とすることで、制度の利便性を高めるとともに、所得及び支給額の制限により、より多くの方に御利用いただけるような仕組みにすべきとの意見が出た。

改正前	改正後
<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1・2級所持者（聴覚障害を除く） ②身体障害者手帳（内部・下肢・体幹機能障害）3級所持者 ③愛の手帳1・2度所持者 <p>【支給方法】</p> <p>タクシー券給付</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1・2級所持者（聴覚障害を除く） ②身体障害者手帳（内部・下肢・体幹機能障害）3級所持者 ③愛の手帳1・2度所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者 <p>【支給方法】</p> <p>現金給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 所得制限あり ※ 課税状況等に応じて支給額に差異あり

○車椅子福祉タクシー

現行の制度では、下肢または体幹の身体障害者手帳所持者に等級の制限はないが、障害や寝たきり等の事情により、車椅子やストレッチャーで移動する方が、必要な時に利用できるような制限を設けるべきとの意見が出た。

また、福祉有償運送や近年普及しているユニバーサルデザインタクシーの情報等を周知することにより、利用者の交通手段の選択肢を広げるよう努めるべきとの意見が出た。

改正前	改正後
<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳（下肢または体幹機能障害）所持者 ②寝たきりの状態や介助なしで歩行ができないなどの理由で、福祉自動車でない移動が困難な65歳以上の者 ③前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳（下肢機能障害1級または体幹機能障害1・2級）所持者 ②寝たきりの状態や介助なしで歩行ができないなどの理由で、福祉自動車でない移動が困難な要介護4または5の認定を受けている65歳以上の者 ③診断書等の客観的な資料にて車椅子福祉タクシー事業の必要性が認められる者

3 委員名簿

	氏名	所属等
1	谷内 孝行	学識経験者（桜美林大学准教授）
2	江口 正和	調布市身体障害者福祉協会
3	雨下 美香	調布心身障害児・者親の会
4	江頭 由香	調布精神障害者家族会かささぎ会
5	愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会
6	永峰 玲子	市民公募
7	高江洲 幸男	市民公募
8	（第1回）永井 秀雄 （第2回～）伊藤 宏	企画経営課
9	（第1～5回）中川 恵之 （第6回～）佐々木 淳	財政課
10	（第2回～）飯島 さつき	公益財団法人ゆうあい福祉公社
11	（第2回～）米倉 勝利	高齢者支援室高齢福祉担当
12	（第1～3回）水谷 由紀 （第4回～）石川 士朗	障害福祉課

（事務局：福祉健康部障害福祉課）

	氏名	所属等
1	（第1～7回）武田 敏彦	障害福祉課長補佐
2	（第1～5回）山田 善康 （第6回～）森 雄規	障害福祉課給付管理係長
3	後藤 千絵 澤田 結羽	障害福祉課給付管理係員